

令和2年4月16日

銚田市立小中学校保護者 殿

銚田市教育委員会教育長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る学校の臨時休業の延長について

保護者の皆様におかれましては、4月13日からの臨時休業に係る児童生徒の自宅待機につきまして深い御理解と御協力をいただきましたこと、心から御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、全国、茨城県において感染者が増加しており、茨城県知事からは全県に対し、新型コロナウイルス感染症対策として外出自粛要請が出されました。

本市では令和2年4月8日付け「新型コロナウイルス感染症への対応について」で4月13日(月)から4月24日(金)まで小中学校の臨時休業等についてお示ししたところですが、児童生徒の健康・安全を第一に考え、日常的に長時間集まることによる新型コロナウイルス感染リスクに予め備える観点から、**5月6日(水)まで臨時休業を延長することとしました。**

児童生徒の中には、自分や家族が感染するのではないかと不安や恐れを抱くことに加え、本来学校生活で満たされるはずの友人とのコミュニケーションの不足や、学習の遅れに対する懸念など様々な心理的ストレスを抱えている児童生徒がいると考えられます。保護者の皆様におかれましては、感染防止、感染拡大防止に向けて、市民一丸となって取り組む今回の経験が、児童生徒の長い人生の中で役立つものとなるよう、児童生徒を見守り、励ましていただくことを心からお願いいたします。

記

1 小中学校の臨時休業について

(1) 臨時休業延長期間

令和2年5月6日(水)まで

※中学校の部活動についても同様に活動休止とします。

(2) 臨時休業延長期間の児童生徒の生活について

- 連休中も含め、休業期間中は不要・不急の外出や人の多く集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごしてください。
- 自宅においても、咳エチケットや手洗い等の感染症対策を行ってください。
- 毎朝検温し、健康観察を実施してください。
(健康観察カードの裏面等を活用して記録をお願いします)

(3) 臨時休業延長期間の学校の対応について

① 家庭訪問等について

- 臨時休業中に学校職員(担任等)が家庭訪問を行う場合があります。実施する場合は学校から連絡があります。

② 臨時休業期間中の主な居所が自宅以外に変更になる場合は、学校へ連絡してください。

(4) 学習について

- 後日、各学校のホームページに学習課題が掲載されますので、その課題を学習してください。ホームページが見られない場合は学校へ連絡してください。
- 茨城県教育委員会ホームページから「いばらきオンラインスタディ」内の授業動画を視聴してください。(スマートフォンでも視聴できます。)
- インターネット上の「子供の学び応援サイト」、「学びを止めない未来の教室」、「ジャストスマイル(小学校)」、「eライブラリ(中学校)」の積極的活用をお願いします。
- 学校再開後に、各校のホームページ上の課題についての提出により、個別の指導を行います。

(5) 緊急連絡について

- 臨時休業中(土・日曜は除く)に、緊急に連絡したいことがありましたら学校まで連絡願います。

2 その他

- 保護者の皆様には、急な御対応をお願いいたします。小学校児童の自宅待機について不安や困難がある場合には、各学校に御相談をお願いいたします。
- 4月13日からの臨時休業期間の学習時間の保障として、夏季休業中における授業実施を検討しております。